

建設業の許可の取消し

次の建設業者の営業所の所在地を確知できないため、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、令和五年四月二十八日付け岡山県公報第一二四九三号でその事実を公告したが、同日から三十日を経過しても当該建設業者から申し出がないので、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消した。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 商号又は名称 株式会社廣田創建

二 代表者の氏名 廣田 翼

三 主たる営業所の所在地 倉敷市玉島乙島七四七一―四四九

四 許可番号 岡山県知事許可（般―三）第二六四一六号

五 許可年月日 令和三年十月二十九日

六 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、  
舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道工事業及び解体工事業

七 処分年月日

令和五年六月五日

八 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して六月以内に、岡山県（代表者岡山県知事）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができる。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。